福祉 welfare

肢体不自由者来所相談会

日　時　9月11日(金)
午後1時～2時

場　所　県庁北庁舎1階
福島県障がい者総合福祉センター
(福島市杉妻町2-16)

相談内容　補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談
※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料　無料

申込方法　事前に左記まで電話等でお申し込みください。

申込期限　8月28日(金)

◎問い合わせ・申し込み…
福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
Fax(22)1547
または各支所地域振興課市民福祉係

音訳ボランティア体験教室受講生募集

視覚障がい者の方の生活を豊かにする音訳(文字情報を音声化する)ボランティアの体験教室を開催します。

対象者　音訳に興味がある方

日　時(全4回)
①9月10日(木)
②9月17日(木)
③9月24日(木)
④10月1日(木)
午後7時～8時30分

会　場　二本松福祉センター

参加料　無料

定　員　10人(先着順)

申込期限　8月31日(月)

◎問い合わせ・申し込み…
福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
Fax(22)1547

ワンポイント手話

花火・打ち上げ花火

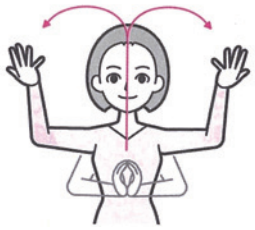

甲を膨らませた両手をつけ合わせ、上へ上げて左右へ開く

(出典：一般財団法人全日本ろうあ連盟『わたしたちの手話学習辞典Ⅰ P470)

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付

平成25年8月以降に生活保護を受けていた方へ

対象となる世帯

平成25(2013)年8月から平成30(2018)年9月までの間に生活保護を受給したことがある全ての世帯

右記のほか、平成30(2018)年10月から令和8(2026)年3月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所していた方、障害のある方で加算が算定されていた方や、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯等も対象になります。

支給される金額

生活扶助基準の「新たな水準」と「従来の水準」との差額

支給までの手続き

保護受給中の世帯(※)は、現在受給中の自治体で追加給付を行いますので、原則として支給手続(申し出)は不要です。

※平成25年8月以降の期間において、別の自治体で保護を受給していた世帯は、当時保護を受給していた自治体への申し出が必要です。現在、保護を受給していない世帯は、当時保護を受給していた自治体で追加給付を行いますので、その自治体に当時の世帯主から申し出を行ってください。

厚生労働省
ウェブサイト
保護費の追加給付

◎問い合わせ…
最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター
(厚生労働省委託事業)
☎0120(179)445
福祉課生活支援係
☎(55)5111
Fax(22)1547

福祉 welfare

9月は認知症月間です

令和6年1月1日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

この法律では9月を「認知症月間」、9月21日を「認知症の日」と定め、認知症についての理解と関心を深める期間としています。

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になる場合を含め、多くの人にとって、より身近なものとなっています。

認知症への理解を深め、いつまでも安心して暮らせる社会を目指しましょう。

◎問い合わせ…
高齢福祉課長寿福祉係
☎(55)5114
Fax(62)1033

脳の健康チェックを開催します

認知症の理解と関心を深めるために、「脳の健康チェック」を開催します。

この健康チェックでは、①記憶・学習 ②注意 ③言語 ④視空間認知 ⑤思考についての評価や認知症予防のポイントが分かります。

※認知症の診断をするものではありません。

A【健康チェック実施日】

日　時　9月9日(水)
午後2時～3時30分

場　所　男女共生センター(郭内)
第3研修室

所要時間　1時間程度
スクリーンの映像を見ながら用紙に記入をします。
※脳の健康チェック後にリフレッシュ体操も実施します。

持ち物　眼鏡・補聴器(必要な方)

B【健康チェック結果返却日】

日　時　9月30日(水)
午後2時～3時30分

場　所　男女共生センター(郭内)
第4研修室

結果返却後に認知症予防の講座を開催します。

①「認知機能低下早期発見の意義」
認知症疾患医療センター長
遠藤 雄司 先生

②「なりすまし詐欺被害防止対策について」
二本松警察署
生活安全課署員

参加費　無料
対象者　60歳～84歳の方
定　員　20人(先着順)
※A、B両日への参加が条件となります。

◎問い合わせ・申し込み…
枡記念病院
認知症初期集中支援チーム
☎070(8807)2308
高齢福祉課長寿福祉係
☎(55)5114
Fax(62)1033

税金 tax

個人事業税のお知らせ

個人事業税は、県内に事務所・事業所を設け、物品販売業や不動産貸付業など、法令で定められている事業を行う個人の方に納めていただく県の税金です。

課税対象となる方には、県北地方振興局県税部から8月10日以降、納税通知書が送付されます。

納期限
第1期分…8月31日(月)
第2期分…11月30日(月)
※2回に分けての納付となります。ただし、税額が1万円以下の場合は、8月31日までに一括納付となります。

口座振替制度のご利用を！
個人事業税の納付には、口座振替制度が利用できます。
手続用紙は、納税通知書に同封しています。

◎問い合わせ…
県北地方振興局県税部
課税第一課(個人事業税)
☎024(521)2692

低家賃宣言
Y&M ユーミーマンション
▶▶ 住んでみませんか！ ◀◀
安心快適賃貸！
自然災害に強い
今、人気のユーミーマンション
TEL 22－8558
URL http://www.satou-gumi.co.jp
二本松市表1丁目552-7
株式会社 佐藤組
協賛 ユーミーあだたら協力会

二本松法律事務所
NIHONMATSU LAW OFFICE
TEL:0243-23-0795 予約制
初回相談無料！
弁護士:井上 航(福島県弁護士会所属)
二本松市若宮2-162-4
西側2階A
月～金 9:00～17:00
ACCESS▶警察署裏・ハローワーク二本松隣
http://nihonmatsu-lawfirm.jp

child care
子育て

各種手当等をご存知ですか？

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るための手当です。

受給資格

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童（身体や精神に一定の障がいを有する児童は20歳未満）を育てている父母または養育者（所得制限があります。）

・父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
・父または母が死亡した児童
・心身に重い障がいのある父または母をもつ児童　など

※手当を受けるには申請が必要です。

手当額（令和8年4月より）

・月　額　4万8050円
・第2子以降加算　1万1350円

※本人や同居家族の所得、公的年金の受給の状況等により手当が減額される場合や手当が支給されない場合があります。

特別児童扶養手当

受給資格

身体や精神に一定の障がいを有する20歳未満の児童を育てている父母または養育者

特別障害者手当

受給資格

在宅の身体や精神に著しく重度の障がいを有する20歳以上の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方

障害児福祉手当

受給資格

身体や精神に重度の障がいを有する20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方

※特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当とも所得制限があります。また、状況により手当が支給されないことがあります。

各手当を受給している方へ

～現況届はお早めに～

児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当のいずれかを受給されている方は、毎年8月中に「現況届」を提出する必要があります（対象となる方には別途通知します）。

この届けを提出されない場合は、手当が支給されないことがありますので忘れずに提出してください。

◎問い合わせ…

・**児童扶養手当**
子育て支援課子育て支援係
☎(55)5094
Fax(22)1547
または各支所地域振興課市民福祉係

・**特別児童扶養手当**
・**特別障害者手当**
・**障害児福祉手当**
福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
Fax(22)1547
または各支所地域振興課市民福祉係

environment hygiene
環境衛生

ハチにご注意ください

夏から秋にかけて、ハチが活発に活動します。野山などでハチに刺されるケースも増えますが、ハチはむやみに人を刺すわけではありません。

次の点に注意しましょう

・ハチが近寄ってきても、慌てて手で払ったり駆け出したりしない。
・ハチの巣に気づいたら、ゆっくりその場を離れる。
・黒い服を避ける（ハチは黒色に反応します）。野山に出かける際は、白い服がオススメです。

防護服の貸し出し

市では、ご自身でハチの巣を駆除する方に防護服の貸し出しをしています。左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ…
生活環境課環境衛生係
☎(55)5103
Fax(22)4479
または各支所地域振興課

フラワー皮フ科クリニック

2026年5月11日より月曜午前は
医師２人体制で毎週診療します

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
8:45～11:45	○	○	手術検査	－	○	○	－
14:15～17:45	○	○	○	－	○	○	－

休診日：木曜・日曜・祝日
臨時情報や詳細は当院ホームページでご確認下さい
https://flower-hifu.com/

Flower Dermatology Clinic　院長　花見由華（皮膚科専門医）

福祉用具販売・貸与（レンタル）福島県指定事業者
地域密着介護ショップ
スピードでサポート
“感謝の心をカタチに”
ライフパルサービス
☎(0243) 22-1992
二本松市沖2丁目399-10